



窓口のほかに
マイナンバーカードで
オンライン手続や
コンビニ交付を
活用してね

臨時窓口開設のお知らせ

3月下旬から4月上旬は、お引越し等による手続で市民課窓口が大変混雑します。市民課では通常の時間帯に加え、下記の期間について平日は、午後6時30分まで、休日は、午前9時から午後4時まで窓口開設します。

ぜひご利用ください。なお、取扱い業務が限られておりますのでご注意願います。

この平日夜間と土曜日は、混雑していません

◆臨時窓口開設日時◆

火	水	木	金	土
1				
3/23	3/24	3/25	3/26	3/27
3/30	3/31	4/1	4/2	4/4
午前9時～午後4時				

おすすめ

◆取り扱い業務◆

1. 住民異動届(転入届・転出届・転居届等)

◆マイナンバーカード及びスマートフォン等をお持ちの方は、
オンラインで転出届、転入届の予約 ができます。
詳しくはマイナポータルサイトをご覧ください。→



「引越し手続きについて」

2. 印鑑登録

3. 各種証明書の交付

- (1)住民票の写し
- (2)戸籍全部(個人)事項証明書等
- (3)印鑑登録証明書
- (4)所得・課税証明書等

※海外からの転入の届出、広域交付による住民票・戸籍証明等の交付は、
臨時開設時間での取扱いができませんのでご注意ください。



←マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニで交付できるものがあります。